

中廊下式・木造共同住宅等の防火対策の具体的方針について

- 1 特別査察（*詳細調査の結果、53棟が「中廊下式」に該当した。）
 - ・ 木造共同住宅の1,012棟に特別査察を実施し、防火管理の徹底を指導
- 2 煙・熱の流動状況や無線連動型・住宅用火災警報器の有効性等の検証（別添1）
 - ・ スケールモデルを使用した煙・熱の流動状況の検証や、警報音の実測等により、無線連動型・住宅用火災警報器（以下「連動型・警報器」という。）を設置した場合の避難行動への有効性を確認
- 3 新たな防火対策の具体的方針（別添2）
 - （1）延べ面積150㎡以上500㎡未満の中廊下式・木造共同住宅に対する防火対策
 - ・ 新築又は増改築建物は、火災予防条例を改正し「自動火災報知設備」の設置を義務化（*ただし、300㎡未満の建物は、簡易型の「自動火災報知設備」も可とする）
 - ・ 既存の建物については、本市独自の「防火指導要綱」を制定し、中廊下などの共用部分に「連動型・警報器」の設置を指導（*ただし、300㎡以上の建物は居室部分も含む）
 - （2）未届建物の把握対策
 - ・ 庁内GIS（地理情報システム）を活用した検索システムにより、消防が保有する建物のデータと定期的に突合することを制度化し、未届建物を把握
 - （3）関係機関の連携強化
 - ・ ケースワーカーによる火災予防啓発や不動産業界との情報共有など連携の強化
- 4 新たな防火対策の促進策
 - ・ 「北九州市消防設備士会」による地域貢献として、「連動型・警報器」の低廉な価格での提供や、設置に関する支援・相談に関する協力
 - ・ 消防法令を遵守し、また、上記3の新たな要綱に従い「連動型・警報器」を設置した建物へ、その旨の「証票」を掲示できることとし、関係機関で情報を共有
- 5 今後の取り組み予定（別添3-1、3-2）
 - ・ 新築等の建物については、条例改正に向けて所定の手続きを開始
 - ・ 既存の建物は、集中指導を実施し、12月までに設置予定

煙と警報音の検証結果

1 1/10 スケールモデルによる煙の流動と警報器の有効性の検証

- ・煙は中廊下を伝って1階部分に拡散 → 約3分で2階の中廊下に充満
- ・単独型警報器の場合 → 5分経過後も居室で作動しない場合がある
- ・連動型警報器の場合 → 約1分で建物内のすべてが作動

2 実物の中廊下式・木造共同住宅を使用した警報音の伝播確認

- ・階段や廊下等に10m毎に連動型警報器を設置することにより、すべての居室で、成人の健常者を目覚めさせる音圧（65dB）を確認した。

	警報器の設置場所は廊下の北端	
	警報器との距離	音圧レベル
居室1	3.5m	69.2dB
居室2	6.5m	64.3dB
居室3	10.5m	65.6dB

※すべての居室において、扉を閉鎖した状態で検証を実施

※「音圧レベル」とは、すべての居室において、成人の健常者を目覚めさせるために必要な音圧である55dB(非常に大きく聞こえ、うるさい)以上のことをいう。

3 消防大学校・消防研究センターと北九州市立大学による火煙のシミュレーション

- ・ガスの温度→1階の中廊下は2分後、2階の中廊下は3分後に避難限界(100度)
- ・煙の濃度→1階の中廊下は2分後、2階の中廊下は3分後に避難限界(視程1m未満)

中廊下式・木造共同住宅に対する防火対策

種別	設置面積	条例改正（義務）	指導要綱（任意）
		自動火災報知設備	無線連動型 ・住宅用火災警報器
既存の 中廊下式 ・木造 共同住宅	150 m ² 以上 300 m ² 未満	—	○ (共用部分のみ)
	300 m ² 以上 500 m ² 未満	—	○ (居室・共用部分)
新築等の 中廊下式 ・木造 共同住宅	150 m ² 以上 300 m ² 未満	○ (※特定小規模施設用の 設備も可とする)	—
	300 m ² 以上 500 m ² 未満	○	—

※ 「特定小規模施設用の設備」とは、無線連動型・住宅用火災警報器とほぼ同様の機器をいう。

今後の取り組み予定

		既存の中廊下式・木造共同住宅	新築等の中廊下式・木造共同住宅
		<ul style="list-style-type: none"> ・指導要綱に基づく、無線連動型・住宅用火災警報器の設置指導 (150㎡以上 500㎡未満) 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防条例の改正による自動火災報知設備の設置義務 (150㎡以上 500㎡未満)
平成29年	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな防火指導要綱等の整備 (8月中) 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防条例の一部改正(案)の骨子に関するパブリックコメントの実施 (8月中旬～9月中旬) ・火災予防条例の一部改正(案)の骨子に関するパブリックコメントの結果報告 (9月下旬 常任委員会)
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・防火指導要綱に基づく、中廊下式・木造共同住宅に対する集中設置指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例改正(案)の決定
	10～12月	<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> ・証票掲示制度 ・立入検査 ↓ (12月までに設置予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・12月議会へ議案提出
平成30年	1～3月	—	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等への周知(3ヵ月間)
	4月1日	—	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備の設置義務化

北九州市火災予防条例の一部改正（案）に対する市民意見の募集について

現在、北九州市では屋内廊下式・木造共同住宅等^(注1)における防火対策を強化するために、「北九州市火災予防条例の一部改正（案）」について検討しています。

下記のとおり、その骨子を記載していますので、ご意見をお寄せください。

1 改正の理由

平成29年5月に小倉北区で発生した建物火災では、6名の尊い命が奪われる甚大な災害となりました。

この被災建物は、延べ面積283㎡の2階建て屋内廊下式・木造共同住宅で、住宅用火災警報器の設置義務のない、1階廊下（共用部分）から出火したため、居室内に設置してある住宅用火災警報器が感知するまでに時間を要したこと。

また、屋内廊下式・木造共同住宅等であったため、建物全体に火煙の回りが速かったことなどが、被害を大きくした要因と考えられます。

このことから、火災の際、迅速な避難ができるよう、火災の早期発見や建物全体に火災であることを自動で報知する、自動火災報知設備^(注2)を屋内廊下式・木造共同住宅等に設置するよう条例の改正を検討することになりました。

2 改正の内容

- (1) 市町村の火災予防条例では、消防法第17条第2項に基づき、その地方の気候や風土の特殊性に応じて、消防用設備等の技術上の基準に関して、法令と異なる規定を設けることができます。

今回の火災予防条例の改正は、新築や増改築、また、一般住宅等の用途を変更し、屋内廊下式・木造共同住宅等として使用する場合に対して、自動火災報知設備の設置義務を課すもので、将来に向けた屋内廊下式・木造共同住宅等の安全の確保を目的としています。

- (2) 対象となる共同住宅等

屋内廊下式・木造共同住宅等で、延べ面積が150㎡以上500㎡未満のもの（消防法施行令別表第一（5）項口）となります。ただし、300㎡未満のものにあつては、火災予防条例第56条「基準の特例」を適用し、特定小規模施設用自動火災報知設備^(注3)を設置することができるものとします。

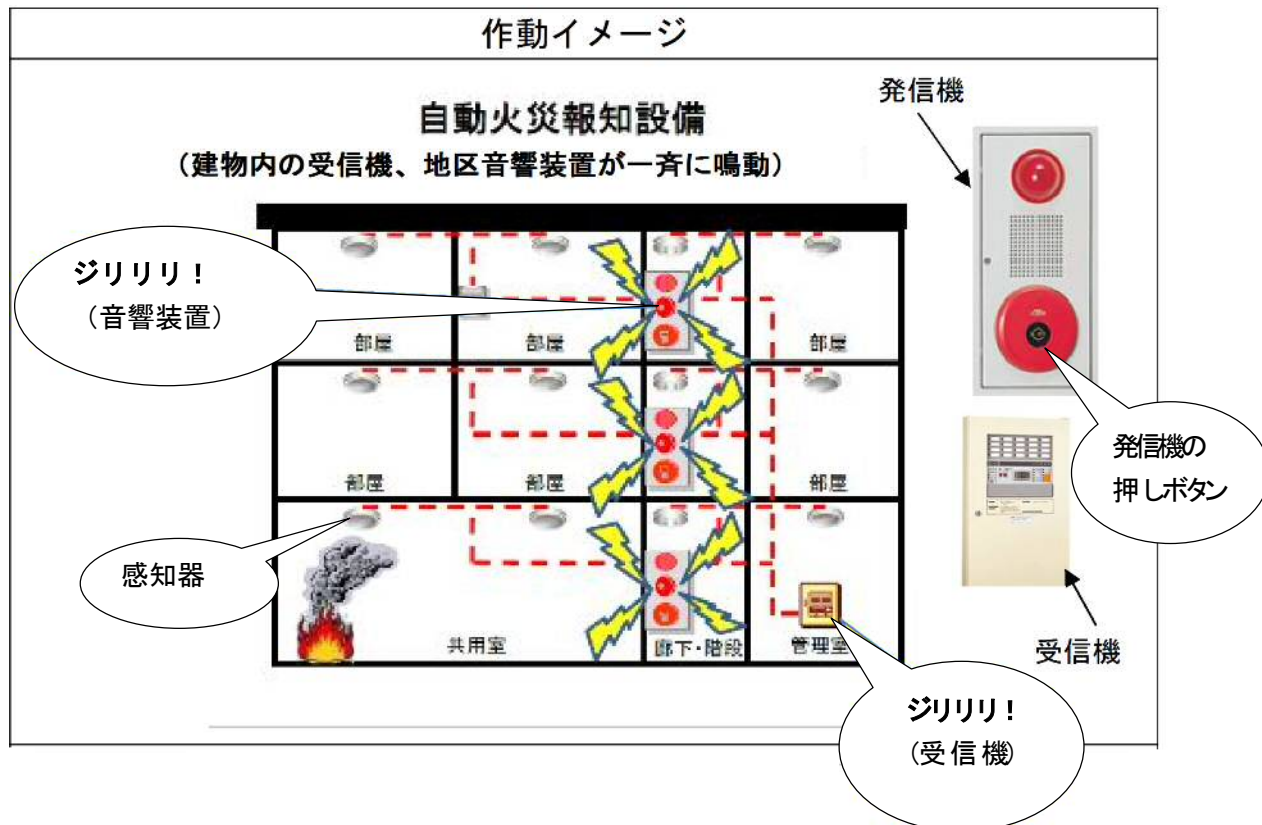
※消防法第17条第2項（抜粋）

市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、前項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによっては防火の目的を十分に達し難いと認めるときは、条例で、同項の消防用設備等の技術上の基準に関して、当該政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定を設けることができる。

(注1) 屋内廊下式・木造共同住宅は主要構造部が木造で、住戸に向かう共用の廊下や階段が屋外に面していない共同住宅や寄宿舍・下宿

(注2) 自動火災報知設備は、火災の熱や煙により感知器が作動して信号を受信機に発信し、その信号を受信機が受信して、すべての音響装置が鳴動し、建物全体へ自動で報知する消防用設備です。

また、発信機のボタンを押しても同様に、すべての音響装置が鳴動します。



(注3) 特定小規模施設用自動火災報知設備は、無線式の連動型警報機能付感知器のみで構成されています。

火災の熱や煙により連動型警報機能付感知器が作動して警報音が鳴動し、また、無線信号により、すべての連動型警報機能付感知器を鳴動させ、建物全体へ自動で報知する消防用設備です。

